

燕市告示第 171 号

燕市脱炭素住宅推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

燕 市 長 鈴 木 力

燕市脱炭素住宅推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、燕市内における脱炭素住宅の建築を推進するため、新潟県の取組と連携し、断熱性能の高い住宅を建築又は取得する者に対し、予算の範囲内において燕市脱炭素住宅推進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、燕市補助金交付規則(平成18年燕市規則第48号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象住宅 太陽光発電システムを設置する新潟県版雪国型 ZEH 住宅をいう。
- (2) 県補助金 新潟県版雪国型 ZEH 等導入促進補助金交付要綱(令和5年5月31日施行。以下「県補助金要綱」という。)に基づく補助対象事業により交付される補助金をいう。
- (3) 新潟県版雪国型 ZEH 住宅 新潟県版雪国型 ZEH 等導入促進補助金交付要綱別表1で定める住宅をいう。
- (4) 太陽電池モジュール 太陽光エネルギーを直接電気エネルギーに変換するパネルをいう。
- (5) 太陽電池アレイ 直並列接続された太陽電池モジュールを機械的、電氣的に架台に取り付けた太陽電池群をいう。
- (6) パワーコンディショナー 太陽電池モジュール又は太陽電池アレイか

ら発生する直流電力を最大限引き出すように制御するとともに交流電力に変換する装置をいう。

(7) 太陽光発電システム 太陽電池モジュール又は太陽電池アレイ、パワーコンディショナーその他これらに付随する設備で構成される設備をいい、これらの設備を用いて自家消費用に発電する住宅用太陽光発電システムをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内で対象住宅の建築又は取得をする者
- (2) 第6条に規定する登録申請書を提出した日の属する年度内に対象住宅について県補助金の交付確定を受ける者
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 本市の実施する脱炭素施策に関する調査等に協力する意思を有する者
- (5) 燕市暴力団排除条例(平成24年燕市条例第2号)に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付が適当でない認められる者でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、県補助金の交付決定額に100分の30を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、30万円を限度とする。

(登録)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ交付対象者としての登録を受けなければならない。

(登録申請等)

第6条 前条の規定により登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、燕市脱炭素住宅推進事業補助金交付対象者登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、県補助金要綱に規定する申請期限の7日後

までに市長に提出しなければならない。

(1) 県補助金の交付決定通知書の写し(ただし、募集期間内において、県補助金の交付申請を行ったにもかかわらず、交付決定通知書が到達しない場合にあっては、県補助金の交付申請書の写し)

(2) 太陽光発電システムの設置場所、仕様及び規格がわかる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の登録申請があった時は、申請に係る書類等の審査により、交付対象者として登録することを決定したときは燕市脱炭素住宅推進事業補助金交付対象者登録決定通知書(様式第2号)により、交付対象者として登録しないことを決定したときは燕市脱炭素住宅推進事業補助金交付対象者登録却下通知書(様式第3号)により、速やかに登録申請者に通知するものとする。

(登録の取下げ)

第7条 前条第2項の規定により登録の決定を受けた者のうち、県補助金の申請を取り下げ、若しくは、却下されたとき又は太陽光発電システムの設置を中止しようとするときは、燕市脱炭素住宅促進事業補助金登録取下げ届出書(様式第4号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「補助金申請者」という。)は、燕市脱炭素住宅推進事業補助金交付申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、第6条第2項の規定による登録のあった日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 県補助金の交付確定通知書の写し

(2) 対象住宅の全景及び太陽光発電システムの設置状況がわかる写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の申請書の提出があった時は、申請に係る書類等の審査をし、補助金を交付することを決定したときは燕市脱炭素住宅推進事業補助金交付決定通知書(様式第6号)により、交付しないことを決定したと

きは燕市脱炭素住宅推進事業補助金不交付決定通知書(様式第7号)により、速やかに補助金申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 前条の交付の決定を受けた者は、速やかに燕市脱炭素住宅推進事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。